下関市奨学金返還支援補助金制度
交付候補者募集要領【起業候補者】

下関市の未来を担う若者の市内就職と奨学金返還の負担軽減、また市内中小企業者を中心とした市内企業等の人材確保、職場定着等を支援するため、大学等に進学し、在学中に奨学金の貸与を受けた新卒者等を対象に、一定の要件を満たした場合、返還額の一部を補助する制度です。本制度の利用を希望する方を下記要領にて募集します。

補助金額等

- 補助金額は最大 100 万円
  【ただし、交付基準月※1 での奨学金貸与残額の 1/2 以内の額】
- 1 年間の交付限度額は 20 万円【実返還額又は 20 万円のいずれか低い方の額】
- 支援期間は 1 回目の交付基準日※2 から 5 年間【支援要件の継続が条件】

補助金交付のイメージ

※1 交付基準月：起業した日の属する年度の翌年度の４月

※2 交付基準日：交付基準月から１年を経過した日の属する月の初日

１．募集対象者

下関市での起業を検討し、認定特定創業支援等事業を修了している方で、該当する奨学金の貸与を受けている方を募集します。次の各号の全てに該当する方が対象となります。

(1) 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る）及び水産大学校のいずれかを卒業又は修了している方

(2) 次の奨学金の貸与を受けている方

① 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金

② 下関市奨学金

(3) 下関市に居住して起業をすることを希望する方で、本市の特定創業支援等事業を修了した日の翌日から起算して 90 日以内の方

(4) 下関市奨学金返還支援補助金交付要綱第 7 条第 3 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事業者。

２．募集期間

通年募集（ただし、上記条件に当てはまる期間に限る。起業開始より前に応募することが必須。）

３．応募（申請）方法

次の各号の書類を募集期間内に持参又は郵送により担当課へ提出をお願いします。

(1)下関市奨学金返還支援補助金エントリー用紙（様式第３号）

※申請様式は下関市ホームページからダウンロード可能

(2)認定特定創業支援等事業により支援を受けたことを証する書類

(3)奨学金貸与証明書その他の補助対象奨学金の貸与を受けていることを証する書類

※奨学金貸与証明書は、独立行政法人日本学生支援機構への請求手続きが必要

４．交付候補者の認定

所定の方法により応募（申請）されたものを書類審査し、要件を満たしている場合は交付候補者として認定し、その結果を文書にて通知します。なお、交付候補者に認定後は、対象要件（内定等）の状況についての調査にご協力をお願いします。

また、認定を受けても、次の各号のいずれかに該当するときは認定を取り消します。

(1)補助対象奨学金の返還が全額免除されたとき。

(2)エントリーの翌日から起算して１年以内に市内で起業しなかったとき。

(3)交付基準月から起算して５年の間に主たる事業所を市外へ移転し、又は市内における事業を廃止したとき。

５．認定後の流れ

【支援要件】交付候補者が市内で起業・居住し、奨学金を返還すること。

上記要件を継続し、全て満たせば１年ごとの申請に基づき補助金を交付します。

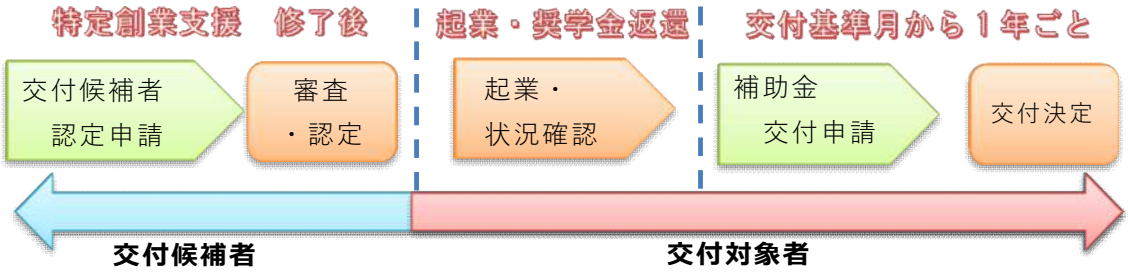

６．提出先・問い合わせ先

下関市産業振興部　産業立地・就業支援課

〒750-0006 下関市南部町 21 番 19 号　下関商工会館 4 階

TEL:083-231-1310 FAX:083-235-0910　Email:sgsangyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp